

第1回から第4回までの再生会議結果

平成17年5月18日

取りまとめ結果	
第1回会議	設置要綱については、文章としては、原文のまま確定し、第2条の(2)三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項については、これから走りながらつめていこうと確認し、資料7ページまでは了承した。
第2回会議	<p>個別の事業については、5つの事業への意見を踏まえて進めていただきたい。</p> <p>8ページから19ページまで、次回、もう一度議論をする。</p> <p>残りの議題について、次回、議論する。</p> <p>個別の内容については以下のとおり</p> <p>1 三番瀬漁場再生調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円卓会議で調査も行い議論したことから、その成果を生かしていただきたい。 ・ データを適宜入れるなどわかりやすい資料とすることをお願いしたい。 ・ 冬期のアサリ大量減耗について、波浪減衰による減耗だけに絞らず多角的な観点から調査をしていただきたい。 ・ アオサの回収利用について、飼料化だけでなく、生ごみの堆肥化、バイオマスとか含めてもっと効率的・科学的な方法も検討していただきたい。 <p>2 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会を発足させて、十分議論できる体制をつくっていただきたい。 ・ 調査については、ラインとポイントの問題だけではなく、総合的に考えていただきたい。 ・ 再生計画案では、ある幅の中で「海と陸との連続性」という概念を具体化するということで護岸を含めて考えているので、そうした総合的な観点で調査が行われるようにしてもらいたい。 <p>3 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会との連携について十分検討していただきたい。 <p>4 環境学習及び利用・管理に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の構成の総合性と委員会運営の機動性を両方併せ持つような仕組みを考えていただきたい。

- ・ 場合によっては、15人という定員も、20名というのが全体のモデルとして示されているので、そのくらいまで増やしてもいいのではないかという意見も付け加える。
- ・ 谷津干潟等、近くでいろいろな経験をしているところもあるので、そういうところの知恵や経験も是非反映させるようにしていただきたい。
漁業関係者も是非加わっていただけるよう呼びかけていただきたい。

5 三番瀬「市民参加による現地調査事業」

- ・ 企画し盛り上げていくことが必要であることから、参加する方とディスカッションを事前にする機会をつくりながら、やれることからはじめていくということであると思うので、意見を参考にして、事業を進めていただきたい。

(参考：意見)

専門家の方で検討する際に、市民参加で調査しているデータを図面などに重ね合わせる作業を一緒に行うなど、協働して作業する機会をつくることが重要である。

環境学習の際に、過去の津波の状況などの経験をアドバイスとしていただける機会も必要である。

緯度・軽度で落としたデータを共有したら、あとで環境施設ができた際に非常に役立つので、GPSを購入し、貸し出すことも検討したらいいのではないか。

6 千葉港葛南中央地区(-12m)岸壁の整備について

- ・ 次回29m三番瀬側に出ることの必要性について説明をしていただく。
- ・ 人工海底については、DOのモニタリングなどを含めて検討していただきたい。

<p>第 3 回 会 議</p>	<p>再生会議の役割、個別事業の検討委員会等について説明資料の整理を行い、次回、確認する。</p> <p>評価委員会について、再生会議の名前で要綱を作成し、次回、諮る。</p> <p>個別の内容については以下のとおり</p> <p>1 三番瀬再生会議の役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> 三番瀬再生会議の役割等については了解したので、説明資料を整理していただきたい。 <p>(整理された点)</p> <ul style="list-style-type: none"> *再生会議は基本計画と事業計画からなる再生計画について諮問を受け、答申することとなる。 *事業は事業計画と実施計画からなるが、実施計画は報告を受け意見を述べることとなる。 *事業をどう進めるかは、場合によっては県が専門の検討委員会で議論して実施する。 <p>(参考：意見)</p> <p>再生計画案の中の提案について、どことどのような協議をしなければならないか。事業については、いつから予算化するのかなど、行政的な段取りを公開してほしい。</p> <p>2 評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民意見の反映、環境汚染防止の危機管理の専門家を含めるなどの意見を踏まえ評価委員会のあり方を再整理して、次回の会議に諮ることとする。 <p>(参考：意見)</p> <p>専門家だけではなく、市民も入り、市民の経験とかモニタリングも活かせるような仕組みにしてほしい。</p> <p>環境汚染防止に関する危機管理についての専門家を追加すべきである。</p> <p>再生事業の実施の第3段階の評価は、「知事は」というように知事を主語にして書いたほうがよい。</p> <p>イメージ図については本文との対比ができるようにし、修正月日を明示するようにしたほうがわかりやすい。</p> <p>専門家も他分野のことを学ぶことができるよう、役割の中に勉強会や見学会を入れてほしい。</p> <p>3 個別事業の検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別検討委員会が作る実施計画については、どのようにチェックしていくかなどについては、これからも話し合う。 <p>(整理された点)</p>
----------------------------------	---

* 事業計画については個別の検討委員会で検討されて内容が詰められていき、諮問・答申となり、実施計画についてはその重要事項について再生会議は報告を受け、意見を述べる。

* 県は実施計画策定にあたり、影響調査や再生の効果について評価するが、調査方法や評価方法について評価委員会が助言をする。

4 千葉港葛南中央区（- 12M）岸壁の整備

- ・ 柵式の環境配慮構造についての技術的によりすぐれた提案があれば、委員会で検討していただきたい。

（整理された点）

* 構造については、全体としては許容範囲であるとする。

（参考：意見）

委員会名とメンバーの名前を公開してほしい。

専門家同士のコンセンサスを得るため、また、市民などにも説明会を開催し答えていただく場を作ってほしい。

5 行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験

（整理された点）

* 実験結果を報告する機会を作るということで、進めてもらいたい。

第
4
回
会
議

知事から、大西会長に再生計画（基本計画素案）を提出し、諮問した。知事から、できれば6月県議会までに答申を願い、中長期的な取り組みである（事業計画）の早期策定を目指していきたい旨、あいさつがあった。

会長から、諮問を受けた再生計画（基本計画素案）については、今後、再生会議で議論を重ねた上で、知事に答申したいと回答した。

次回の再生会議は5月18日、次々回は6月16日とする。

個別の審議内容については以下のとおり

1 三番瀬再生計画（基本計画）について

県から、再生計画（基本計画素案）を説明し、再生会議からの答申をいただいた後、パブリックコメントの実施及び県議会の議論を経て、策定していきたい旨、説明した。

（主な意見）

基本計画の主体は広く捉え、その推進にそれぞれの主体が事業計画を策定するという位置付けがよい。

円卓会議で提示した再生計画案では、三番瀬再生条例の制定が柱としてあったが、その取り扱いを再確認したい。

環境に配慮した護岸整備と防災との向き合い方の議論が必要

三番瀬に関わる自然や漁業者・地域住民の歴史を踏まえた記述が必要

（まとめ）

* 意見交換後、基本計画素案に対する意見を文書により5月10日までに事務局あて提出する。

2 第1回から第3回再生会議までの結果について

県から、会議経過を確認するための説明を行い、質疑なく了承された

3 三番瀬再生会議資料集について

県から、再生会議で確認された資料を例規的なものとして編集していく旨、説明した。なお、資料集はホームページにも掲載する。

（主な意見）

再生会議と個別の検討委員会の関係を確認したい。

個別の検討委員会の開催に当たっては、再生会議委員が参画しやすいよう会場設営等に配慮されたい。

（まとめ）

* 個別の検討委員会は、分野別の事業及び実施計画を策定するため

に、県が別に設置する委員会であり、再生会議委員は、知事の要請に応じて委員となる。

- * 個別の検討委員会の概要はホームページに掲載し、再生会議のホームページとのリンクにより、検索しやすいようにする。

4 三番瀬「評価委員会」について

県から、三番瀬「評価委員会」運営要領（案）を説明した。

（主な意見）

評価委員は、学識経験者に限定せず、幅広く考える必要がある。

評価委員会には、再生会議委員が委員やオブザーバーとして参画しやすいように配慮されたい。

（まとめ）

- * 評価委員会は、再生会議の下部組織として設置し、再生会議に専門的な意見を述べる。
- * 評価委員会は知事が設置するものなので、運営要領（案）は知事が委員を委嘱し、会長を指名するよう訂正する。
- * 「学識経験者」は、「専門的知識を有する者」とする。

5 （仮称）市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置について

県から、委員会の設置趣旨、役割等を説明した。

（主な意見）

委員構成に「市民団体」とあるが、団体に属していなくても市民が委員に就けるよう配慮し、その委員数を増やしてほしい。

海と陸との連続性に基づく海岸保全をイメージする表現とし、後背地の街づくりとの関係が重要である。

委員会には、再生会議委員が委員やオブザーバーとして参画しやすいように配慮されたい。

委員会の検討事項は、再生会議における重要事項として、検討経過は適宜、再生会議で報告されたい。

（まとめ）

- * 委員会の目的について、海と陸との連続性の回復を踏まえた表現に見直すとともに、委員構成について、市民委員の人数を増やす。
- * 委員会での検討経過は、節目ごとに再生会議に報告する。

6 報告事項について

時間の都合により、全項目を次回へ持ち越し。

7 そのほかについて

佐野委員から、三番瀬における市民調査 - 特に猫実川河口域のカキ礁について - 報告があった。

